

食の安心・安全フォーラム  
「食品中の放射性物質について考える」

議事録

平成25年 8月 1日 (木)

場所 京都市男女共同参画センター・ウイングス京都

内閣府食品安全委員会

消費者庁

厚生労働省

農林水産省

京都府 京都市

〔午後 1時30分 開会〕

○司会（消費者庁消費者安全課・石川 一）

お待たせいたしました。ただいまから、食の安心・安全フォーラム「食品中の放射性物質について考える」を開催いたします。本日司会を務めます消費者庁消費者安全課の石川です。どうぞよろしくお願いたします。

消費者庁では、正確な情報をこのような会場をとおして直接消費者の皆様提供し、理解を深めていただき、明日からの消費行動に活かしていただければと思っております。本日お集まりの皆様におかれましても、今日、この会場で見聞きしたことを、明日からの消費行動に是非活かしていただければと思います。

それでは、お配りしてあります資料の確認を、冒頭させていただきます。議事次第、一枚紙ですけれども、そこに配布資料一覧があります。資料1として「食品中の放射性物質による健康影響について」、資料2として「食品中の放射性物質の対策と現状について」、資料3として「農林水産現場における対応について」、資料4として「京都府及び京都市における検査の状況について」、以上が今日の講演に関する資料です。その他アンケート用紙一枚、それから、冊子「食品と放射能Q&A」、その他、啓発追加資料が入っていると思います。特に資料1から4について入っていないというような方がいらっしゃいましたら、近くの係の者が今巡回しておりますので、手を上げてお知らせいただきたいと思います。

続きまして、議事次第をごらんください。本日は、まず内閣府食品安全委員会事務局情報勧告広報課長・植木隆から「食品中の放射性物質による健康影響について」、約20分の講演があります。次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課健康影響対策専門官・塩川智規から「食品中の放射性物質の対策と現状について」、約25分の講演があります。次に、農林水産省生産局総務課企画官・大西麻紀子から「農林水産現場における対応について」、約30分間の講演がございます。次に、京都府・京都市として、京都府農林水産部食の安心・安全推進課副課長・津田義郎から「京都府及び京都市における検査の状況について」、約10分の説明がございます。ここで、休憩を10分ほどとります。10分の休憩を挟みまして会場の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと考えています。本日の閉会時刻は16時を予定しています。議事の円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今日、この会を開くに際して、皆様から事前に複数の質問をいただいております。これにつきましては、できる限りこれから行います講演の説明の中で触れるよう参考とし

ておりますが、時間の都合上全ての質問にあらかじめお答えすることが難しい場合が想定されます。説明内容に含まれていなかった場合には、恐縮ですが最後の質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、その中で挙手をしてご質問いただければと思います。

それではさっそく講演に移ります。まず「食品中の放射性物質による健康影響について」、内閣府食品安全委員会情報勧告広報課長・植木隆からご説明をします。

#### ○内閣府食品安全委員会（植木隆）

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました食品安全委員会事務局の植木と申します。私のほうからは、食品中の放射性物質による健康影響について御説明をしたいと思っております。資料に沿って御説明をさせていただきますけれども、まず、私ども食品安全委員会は何をやっているかということ、ごく簡単に御説明させていただきます。

食品の安全というのは非常に重要でございまして、ただ、食品の安全を確保するためには、まずリスクがどれくらいあるのかということ、をまず科学的にきちっと評価をすること。科学的に評価をして、で、どれくらい危ないのかということ、を評価した上で、それを、対策をとることが重要でございまして、で、実際どれだけ危ないのかということ、を科学的に評価するのが食品安全委員会でございます。そこには、7名の委員がございまして、私どもはその委員の先生方の御意見を、いろんな議論をされるそのお手伝いをしていくというところでございます。そして、私どもが行ったその科学的なリスク評価に基づきまして、これから御説明いただきます厚生労働省や農林水産省等が、リスク管理機関と申しておりますけれども、そういったところが、実際に科学的な評価に基づいてどのような規制を行えばいいのかを担当して行うことで、役割分担をしております。

それで、きょうは、私どもは放射性物質にかかる食品健康影響評価をやってございますけれども、それについて御説明をする前に、まず、放射線、放射性物質について、簡単に御説明をしたいと思います。多分、この会場の中には、もうこのことを十分知っているよという方もいらっしゃる、もう少し聞きたいという方もいらっしゃると思いますので、簡単に復習という意味で御説明させていただきます。

放射線でございますけれども、ご承知の方は多いと思いますが、三つ種類がございまして、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、まあエックス線でございますけれども。アルファ線はヘリウムと同じ原子核の流れでございます。ベータ線は電子の流れでございまして、ガンマ線、エックス線は電磁波でございまして、ストロンチウム、セシウム等は、主にこうい

うものが出るということでございます。それぞれ、特性がございまして、アルファ線は紙があればもう遮断されます。ベータ線は、アルミニウムの薄い金属板があれば、遮断されます。ガンマ線、エックス線は鉛でないとなかなか遮断できないというような特徴がございまして、それで、事前の御質問にもあったんですけども、放射線と放射能というのはどういうもの、言葉の違いは何ですかというようなそういう御質問もありましたけれども、例としまして、光ですね。ランタンという照明器具がございまして、照明器具の場合には、その光の強さのカンデラという単位がありまして、実際、その部屋の明るさの単位としてはルクスがあるということでございまして。同じように放射性物質、放射能の場合にも同じような単位の考え方がございます。まず、その放射性物質というのは、放射能を持つ物でございまして、放射線を出す能力を持っている物が放射性物質でございまして、この物質が出す放射能の強さの単位がベクレルでございまして、実際に人が受ける放射線の被曝線量の単位、~~これの~~人が受ける単位がシーベルトでございまして、カンデラに対応するものがベクレルで放射能の強さの単位。で、ルクス、明るさに対応するものがシーベルトというふうに、そういうふうに考えていただければよろしいかと思っております。

それから、今御説明しましたように、放射能の強さの単位はベクレルでございまして、人体影響レベルの単位はシーベルトでございまして、ベクレルとシーベルトをつなぐのが実効線量係数でございまして、繰り返しですけども、食品の検査などの結果の表示で使うのは、その食品が出す放射線の強さ、これがベクレルでございまして、人にどういう影響があるかという、その単位がシーベルトでございまして、これは、実効線量係数というもので換算することになってございまして。

これは換算の事例でございまして、1キログラム当たり100ベクレルのセシウム137を含む食品を0.5キログラム食べた場合の放射線による人体影響の程度（Sv）はどれくらいかというのと、「100ベクレル/kg」×「食べた量（kg）」×「実効線量係数」、この場合には0.000013でございまして、掛けますと、0.00065ミリシーベルトになってございまして。ミリというのは1,000分の1ですので、そういう単位になってございまして。で、実効線量係数というのは、これは放射性物質の種類ごとに、あるいは摂取経路ごとに、年齢区分ごとに、このICRPと言っておりますけども、国際放射線防護委員会で設定したものでございまして、摂取後50年間、子供の場合は70歳までに受ける積算の線量でございまして、例えば、ヨウ素131の場合、セシウム137の場合、こういうふうに数字が一応国際的に決まっておりますので、こういう換算係数を用いてベクレルからシーベルト

に換算するという行ってございます。

それから、事前の御質問の中に、体内に入ったものがどうすれば減るんですかという御質問がありました。まず、放射性物質が減る仕組みでございますけれども、物理学的な半減期というのがございまして、放射性物質の場合、セシウム134の場合には2.1年、ヨウ素131の場合は8日で半分に減ってまいります。だから、時間の経過とともに放射能が弱まるということでございます。それから、体内の場合には、私ども体内ではいろんな代謝が行われてございますので、生物学的な半減期がございまして、これは放射性セシウムの場合には、1歳までの場合には9日、30歳までの場合には70日、こういう期間で自然と体外へ排出されて放射能は減っていくということがございます。こういう仕組みがございまして、どんどん放射能というのは体内のものは減っていくということでございます。

それから、内部被ばくと外部被ばくは違うわねということもよく言われますけれども、内部被ばくも外部被ばくも、私どもは一般的にこの世界では人体影響については同じ単位のシーベルトということで扱ってございます。内部被ばくでは、体内での存在状況に応じて放射性物質からの被ばくが続くことを考慮して線量が計算されるということでございます。内部被ばくの場合、先ほど少し御説明しましたけれども、摂取後50年間に受ける積算の線量を考慮してございます。内部被ばくも外部被ばくも同じシーベルトという単位で扱っているということでございます。

それから、放射能、放射線は危ないというイメージがございましてけれども、我々は今、暮らしていれば自然界からも被ばくしているわけございまして、日本の平均では、2.1ミリシーベルトでございます。大気中のラドン等から0.48ミリシーベルトですし、食品からも0.99でございまして、内訳は、鉛とかポロニウムとか、あるいはカリウムですね。カリウムは多分皆様おなじみだと思いますけれども、カリウムの0.012%程度は放射性物質でございまして、ふだん我々が食べているものの中に含まれていますので、当然それは体内に入ってくるということでございます。それから、空から降ってくるものもあれば、地面から出てくるものもございまして、自然の状況は若干違いますけれども、大体、おおむね2.1ミリシーベルトくらい我々は年間被ばくしているわけでございます。世界平均ではもう少し高いような数字になってございます。

それから、放射線による健康影響の種類でございましてけれども、確定的影響は、比較的高い放射線量で出る影響です。これは非常に、例えば、男性の3,500ミリシーベルト以上

であれば永久不妊になってしまうとか、そういうような、これはもう確定的に影響が出るものです。もう一つ確率的影響というのがございまして、発症の確率が線量とともにふえるとされる影響でございまして、がんとかですね。こういう二つの影響があるということでございます。

以上が予備知識でございまして、これから、私ども食品安全委員会が行った食品健康影響評価について御説明申し上げます。

先ほども申し上げましたけども、政府全体の食品の安全をリスク管理とリスク評価に分けてやっております、今回の放射性物質に関しましては、まず、事故が発生しまして緊急を要するという事でしたので、厚生労働省さんのほうで暫定規制値を設定してございます。それについて私どもに評価をしてくれということで要請を受けまして、緊急時の対応としてはオーケーですねということはお答えはしましたけども、継続してリスク評価をしまして、23年10月にその結果を厚生労働省さんのほうに報告申し上げたところでございます。これに基づきまして、それぞれ実際の生産の現場、あるいはそのマーケットに関しまして、規制なり監視が行われているということでございます。

それから、私どもは、その評価に当たりましては、先ほど、科学的知見に基づいてということをお願いしたんですけども、では、具体的にどうしたのかといいますと、国内外の約3,300の文献を精査してございます。国際的な機関の報告書とか引用文献、そういうものをもう一回きっちり検討したわけでございます。被ばく線量の推定が信頼に足るのかどうか。まあ、文献も本当玉石混淆でございまして、その内容をきちっと検討しまして、調査研究手法が適切かどうか、その辺をいろいろと見たわけでございます。その結果、食品由来の内部被ばくに限定したデータは非常に少ないということから信頼できる文献をベースに議論したということでございます。

それから、食品健康影響評価の場合にはかなり線量が低いところ、低線量域のことになりますけども、それをどう考えるかとの問題があります。いろんな海外の機関では、高線量域の結果というのがある程度わかってますので、それをいろんな形で類推してこれに当てはめるとケースもあるんですけど、それにはいろんなモデルがございまして、どのモデルがいいかなかなか検証できないものですから、私どものほうでは、実際に被ばくされた方々の疫学データに基づいて判断をしたということでございます。

これが、私どもが行った評価の基礎でございまして、一つは、これはインドのケララ州というところはトリウムという元素を含む砂が結構ありまして、それで、線量が高く、

~~で、~~累積線量が500ミリシーベルト強ですけども、こういうところでも発がんのリスクの増加が見られなかったというレポートがございました。それから、下の二つは、それぞれ広島、長崎の被ばく者におけるデータでございます。白血病による死亡リスクに関しましては、被ばくした集団と被ばくしていない集団を統計的に比較しますと、200ミリシーベルト以上ではリスクは上昇するけども、200ミリシーベルト未満では差がなかったというそういうレポートがございました。あとは、がんによる死亡リスクでございますけども、これは被ばく線量がゼロから125ミリシーベルトの範囲では、リスクが高くなることが統計的に確かめられたんですけども、0から100ミリシーベルトのもっと低いところではなかなか確かめられなかったと、そういうようなデータがございました。

こういうデータを総合的に勘案をしまして、私どもの行った評価の概要でございますけども、放射線による影響が見出されているのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ100ミリシーベルト以上ということで、これは通常的一般生活で受けている放射線量を除いたものでございます。そのうち、小児、子供さんに関しましては、感受性が成人よりも高い可能性があるということでございますけども、ただ、なかなか線量の推定等に不明確な点がございましてはつきりしたことが言えない。けども、何かちょっと可能性、子供さんの場合には成人よりも感受性が高い可能性があるということでございます。で、100ミリシーベルト未満の場合には、健康に影響があるかないか、そこはなかなか言及が難しいということでございます。

その100ミリシーベルトの意味でございますけども。これは、今申し上げたように、過去の疫学のデータから判断したわけございまして、安全と危険の境界ではなくて、リスク管理機関、厚生労働省さんや農林水産省さんが適切な管理を行うために考慮すべき値として、100ミリシーベルトというものを示してございます。で、これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まるということが統計的に確認されているということでございまして、これを超えているからといって、すぐに影響が出るというものではないわけでございます。で、繰り返しでございますけども、この100ミリシーベルトというのは、食品からの追加的な実際の被ばく量に適用されるものでございます。

以上が、食品安全委員会が行いました食品健康影響評価の概要でございます。私からの説明は以上でございます。

○司会（石川）

ありがとうございました。それでは、次に、「食品中の放射性物質の対策と現状について

て」、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課健康影響対策専門官・塩川智規から説明をいたします。

○厚生労働省（塩川智規）

はい。ご紹介いただきました厚生労働省の塩川でございます。本日はお忙しい中、またお暑い中、お越しいただきましてどうもありがとうございました。私ども、厚生労働省は国民の生活を守る、暮らしを守るということを大きな使命としておりまして、食品の安全につきましても、規制を行っていくことによって国民の健康を守るということを役割として担っております。先ほど、食品安全委員会のほうからリスク評価の話がございましたが、およそ100ミリシーベルトという話がございましたけれども、その100ミリシーベルトというものを具体的な規制の形におとして、それを実行していくというのが我々の役目ということになっております。そのような状況ですので、私からは「食品中の放射性物質の対策と現状について」ということで、本日はお話をさせていただきたいと考えております。

本日のお話の流れでございます。まず、前半におきましては、食品中の放射性物質を管理する仕組みということで御紹介をさせていただきます。概要を申し上げますと、まず基準値を設定しまして、それに基づきまして検査を行う。そして、基準値を上回るものがあれば適切に対応を行う、というような対応を行っておりますので、この流れに従って御説明を申し上げたいと考えております。そして、後半におきましては、食品中の放射性物質の検出状況ということで御説明申し上げたいと考えております。

まず、基準値の設定でございます。福島第一原発の事故が起きたのが平成23年3月、今から2年と少し前になりますけれども、その際、我々は直後に暫定規制値というものを設定しました。以前から原発事故というものも想定はして、そういった値を設定しておりましたので、それをすみやかに適用したということでございます。ただし、それは、あくまでも一般的な対応として設定しているものでありまして、あくまで暫定的な規制値ではないということでございますので、今回の原発の事故の現状に合わせた規制値というものが必要になってくると。また、長期的な対応が必要になってくるとということで、食品安全委員会のほうにご検討いただきまして、それをもとに基準値を設定したということになっております。暫定規制値におきましては、年間5ミリシーベルトというものを前提として基準値をつくっておりましたけれども、先ほど、およそ100ミリシーベルトという話がございましたが、それをもとに、生涯100ミリシーベルトという話でしたので、年間1ミ

リシーベルトという形で目標値を設定しまして、これに基づいて基準値を設定しているということになっております。

この基準値ですが、事故から大体1年くらいたった昨年4月から適用している新基準になりますけれども、大きく4つの区分に食品を分けてございます。できる限りシンプルな規制にしようということもありまして、基本的には一般食品につきましては食品1キログラム当たり100ベクレルという基準に設定しております。一方、飲料水につきましては、皆さん非常にとられる量も多い、代替もないということと、比較的管理しやすい、濃度をおとしやすいというようなこともありまして、10という基準値を設定しております。また、牛乳と乳児用食品につきましては、比較的小子さまにおいて摂取量が多いということもございまして、先ほど食品安全委員会のご説明の中にも、乳幼児におきましては、お子さんにおいては、感受性が高い可能性があるという話がありまして、安全側に立って、50という少し厳しめの値を設定しているという形になっております。この基準値というのは、長期的に対応できるものという形で設定しておりますので、現時点においては、特に今後、これ以上また何か事故が起きたりしない限りは、基本的にこの基準値を使い続けていくというふうになっております。

先ほど、1ミリシーベルトというお話をしましたが、なぜこれを1ミリシーベルトにしたのかという話でございまして、まず一つ目でございますが、科学的知見に基づいた国際的な指標に沿っているという形になっております。先ほどの、生涯100ミリシーベルトですので、年間1ミリシーベルトであれば100を超えないという大前提がございまして、国際的に見ましても、コーデックスという国際規格をつくっている機関がございまして、こちらでも1ミリシーベルトという値を使っておりますので、国際整合という意味でも1ミリシーベルトという値を使っているということになっております。また、二番目としましては、合理的に達成可能な限り被ばくを低く抑えようということでございます。新基準に移行したのが事故から1年後でございましてけれども、半減期の短いヨウ素、こういったものがだんだん半減期に伴って減ってきておりますし、あとは、除染やその他管理等によりまして、実際、食品からの検出値も下がってきているということで、より厳しい値を設定しても、これは合理的に実現可能であろうといったことも含めて、より厳しい値を設定しようという形になっております。

それで、1ミリシーベルトというこの線量、体への影響をいかにして食品に含まれる放射性物質の量、ベクレルに直していくかということでございますが、まず、最初に水。水

に適用の基準値、これは10ベクレルですけれども、これをもとに年間どれくらい飲むのか。こういった量から計算して、水については0.1ミリシーベルトになるであろうと。これは基準値を飲んだ場合ということですが、その場合、0.1になるであろうということでございます。よって、残りの0.9ミリシーベルトを食品に割り当てて計算していくということになります。

現在の基準値、実は放射性セシウムのみ基準値となっております。実際に原発から放出された核種は多々ございまして、半減期の長いもの、1年以上というものにつきまして、セシウムのほかにも、ストロンチウムですとかプルトニウム、ルテニウム、こういったものがございましたけれども、そういう意味でいうと、これに対しても基準値がつけられればよかったということではあるんですが、実は測定が難しいということがございます。特に、ストロンチウムにつきましては、実はこれを測ろうとすると前処理から含めると1カ月、2カ月と、非常に長い期間がかかってしましまして現実的でない。測っていると食品が腐ってしまうということになっておりますので、じゃあ、どういうふうにするのかということで、比率という形で計算していこうというような考え方になっております。といいますのも、実際それらが大気中に放出された割合というのはわかっておりますし、また、それがどの程度土壌に移行していくのか、また、その環境中からどうやって食品に移行していくのかというのは、環境モニタリングの結果ですとか、その他、研究等の成果からある程度わかっておりますので、それから可能な限り安全側に立って、セシウム以外の影響を多めに見積もって、厳し過ぎるくらいに厳しく見積もって、放射性セシウムの基準をつくっているという形になっております。

それで、残りその0.9ミリシーベルトをいかにして換算していったかということでございますけれども、実はその年齢によって影響というのが変わってまいります。先ほど、線量係数という話がございましたが、年齢によって、同じ放射線を浴びても体への影響の受け方は変わってまいりますし、また、摂取量、ごはんを食べる量というのも全然違ってまいります。そういったことを考慮しまして、我々のほうでは年齢区分別に計算をしまして、その中で一番厳しかった値をもとに、さらに安全側に切り下げて100ベクレルという値にしたということになっております。具体的に申しますと、13歳から18歳の男性、要するに食べ盛りの男の子ですが、非常に摂取量も多いということで、厳しめの値を使わなければいけないと。ここを前提に切り下げておりますので、その他の、例えばお子さまですとか、あとは御高齢の方々にとっても十分対応できる基準値になっているということでございま

す。

続きまして、ここからは検査の話に移らせていただきたいと思います。実際の検査は、基本的には都道府県、各自治体のほうで実施をいただいております。国におきましても、どういう形で検査を実施するのかということにつきましては、ガイドラインというのを策定してございます。その中では、できれば、すべて網羅的に検査ができればいいという話はあるのですけれども、なかなか現実的に難しいということもありまして、めり張りをつけて効率的に検査をしていこうという考え方を示しております。具体的には、例えば、検出レベルが高い品目、我々が気にしなければならないのは、実際に基準値を超えるような高い放射性セシウムを含むものをしっかり検出していこうと、見つけていこうということでございますので、こういったものを見落とすことがないように対象品目を設定したりという形で検査を行っていただいているということになっております。

その検査は基本的には出荷前の段階を中心に検査をお願いしております、要するに実際に市場に流通する前に検査を行うということをしております。

実際の検査計画、どういった品目を重点的に検査をするのですかと、めり張りをつけるということで、しっかり重点的にやる部分はどこですか、ということですが、これは昨年3月に改訂されたガイドラインにおける表でございまして、その前の直近1年間の検査結果をもとに記載してございます。これは、凡例が書いてなくて恐縮なのですが、この◎というのが基準値を超えた品目、○が基準値の半分、100ベクレルのものであればその半分の50を超えた品目があったもの、■というのが管理が難しいということで検査が必要であろうというものでございまして、こういったものを自治体ごとに示すことによって、しっかりと検査をしていこうという形としております。これはあくまで直近1年間での検査結果でございまして、その後、基準値を超えるものが見つかったということがあれば、これに加えて検査をすることになりますし、一方でこの表に載っていないもの、実際これしか検査をしないのかというと、そういうわけでは全くなくて、それぞれ自治体のほうで重点でないものについても、計画的に、計画を定めて、検査をお願いしているという形になっております。

そして、こちらがその検査をどのような頻度で、どのような検体数でやるかという考え方を示したものでございます。検出値が高く出た市町村においては多くの検体数でやりましょうとか、あとは、その検出結果に限らず産地として主要なところ、たくさんつくっているところについては重点的にやりましょうというような形で、めり張りをつけてやって

いるということがおわかりいただけるかと思えます。

このような形で各自治体のほうに検査をお願いしております、その結果につきましては、我々厚生労働省のほうでとりまとめまして、毎日公表していると、ホームページに掲載しているという形にしております。また、検査計画につきましては、これは各自治体のほうで四半期ごとに、年に4回改定をお願いしているわけですが、それにつきましても、我々ホームページのほうで掲載して公開しているという形でさせていただいております。

続きまして、検査の手順です。こういった形で検査をするのかということで、この後も恐らく京都府のほうから御説明があるかと思うのですが。我々のほうで示している検査法としては大きく二つございます。一つがゲルマニウム半導体検出器というものをを用いた検査法になっておりまして、もう一つがスペクトロメータを用いたスクリーニング法となっております。この違いということですが、このゲルマニウムの検出器につきましては、非常に感度よく正確にはかることができ、分解能も高いということで、例えば、核種ごとの検査みたいなこともできますし、より正確な値を出すことができるというような検査法になっています。一方で欠点といたしましては、測定に時間がかかるということがございます。1時間、2時間といった時間が測定にかかってしまうということですか、あとは実は結構高い機械なのですね。重さとしても重くて、外からの放射線の影響を受けないようにということで鉛で遮蔽していることもありまして、重さもトン単位でありますし、値段も高くてなかなか数を設置するのは難しいということで、短時間でたくさんの検査を行うのには向いているのかというと、必ずしもそうとは言い難いということで、このスクリーニング法というのをもう一つつくっているという形になっております。こちらは大体30分程度で検査ができるということで、そういう意味では、たくさんの検査を実施するには非常に向いている機械となっております。一方で欠点としましては、ゲルマニウムに比べると、精密さに欠けるというか、あくまでスクリーニングをする、要するに基準値を超えるかどうかを判断するだけというようなことが基本になってまいりますので、もし、この結果、スクリーニング法で超えるかもしれないという結果が出た場合には、ゲルマニウムの検出器を使って再度結果を確定していただくと、精密にはかかっていただくという形になっております。ですので、こういった精密にはかれるものと、数をたくさんこなせるもの、こういった検査法を組み合わせることで効率的に検査をお願いしているという形になっております。

こちらは参考のスライドとなっております。もちろん検査を行う際には信頼性というのが極めて重要です。信頼できない検査をやっても意味がありませんので、非常に重要であるということで、我々のほうではこういった形で検査をすればいいのか、こういったことで検査をしたらいいのかということを明確にさせていただきまして、それに基づいて信頼性の確保をお願いしているという形になっております。

続きまして、基準値が上回ったときの対応でございます。検査を行いまして、基準値を上回ったときにどのような対応を行うかということでございます。この表の下の方をベースにお話しさせていただきますが、まず検査を行います。その結果、基準値を超えるものがある場合は、これは食品衛生法という法律、我々が所管している法律なのですが、ございまして、これの違反という形になります。従いまして、違反という形になりますので、そのものはもう流通させてはいけませんという形になりますので、廃棄していただく、もしくは回収していただくというような対応をお願いしております。基本的には先ほど説明しましたが、出荷前の段階を中心に検査をお願いしておりますので、検査で基準値を超えるということがわかった場合には、それはもうその段階でストップ、それが市場に流れることはないという形になっております。ただ、放射性物質の場合ですと、環境からの汚染ということでございますので、ある場所で基準値を超えるものが見つかった場合には、その付近のものについても汚染されている可能性があるということになってまいります。ですので、そういったものが見つかった場合には、その付近もしっかりと検査をしていただいで、その結果地域的な広がりがあった。見つかったものだけではなくて、その付近のものもやっぱり汚染されている可能性があるということがわかった場合には、これは原災法という法律がございまして、原子力災害対策特別措置法という法律なのですが、こちらに基づきまして出荷制限、出荷をしないでくださいということをお願いしております。基本的には都道府県とか自治体といった単位で、この市町村のものは出荷しないでくださいと制限するという形になっております。また、さらに基準値を超えるだけではなくて著しく高いと、食べたら危ないくらいの結果が出た場合には、摂取制限ということで、出荷する、流通させるだけではなくて、食べることもやめてくださいと。つまり、自家で栽培している、自分のところの畑とか、自家消費についてもやめてくださいということをお願いしているという形になっております。このような形で対応しておりますので。もともと食品衛生法だけでは、実際に検査をして結果が出たものだけしか措置ができないわけですけれども、この原災法という法律の仕組みを使いまして、実際検査をしてないものであっても、これは

基準値を超える恐れがあるというものについては、流通しないようにということで対策を行っているという形になっております。

ここからは後半でございますが、実際の検査の結果について御説明してまいりたいと思います。まず、最初にお示した図がこれは野菜類の図でございます。これは、平成24年度、昨年4月から今年3月まで1年間の厚生労働省がとりまとめた結果になってございます。この横軸ですが、セシウムの濃度となっております、このスクリーニングレベル以下というのは、先ほど説明したスクリーニング法で基準値を超えないということが明らかにわかったものと。で、NDと書いてありますのは、検出下限値以下ということで測定しても検出されなかったというものになってまいります。ここから右のほうがだんだん濃度が上がってまいりますのですが、一番右に100ベクレル／キログラム以上というところがございます。野菜類の基準値は100でございますので、実際に基準値を超えているのはこの部分だけという形になっております。縦軸が検査件数でございますので、昨年1年間で大体野菜類全体で2万件くらい検査しておりますけれども、基準値を超えるものはこの5件だけでしたという形になっております。また、例えば基準値の半分、50を超えるものにつきましても、数としては非常に少なく13件でかなり少ない数になっております。事故当初のころは空から放射性物質が降ってくるようなこともあって、一時高い値が出ている時期がございましたけれども、現時点では、このような状況になっているということでございます。

続きまして、その他の農作物の結果でございます。果実類、小豆・大豆類、穀類は、やはり一番右がこの基準値を超えているものになりますけれども、数としてはかなり少なくなっております。一方で、右下、山菜類・キノコ類とございますが、基準値を超えるものがそれなりの割合で出ております。これは、実際に出たものとしましては、山菜といっても、実は栽培のものと実際に山に生えているものとあるのですが、山に生えているもの、野生のものの方ですね。あとキノコにつきましても、ふだんよく食べられる屋内で栽培しているようなものではなくて、屋外で原木を使って栽培しているようなキノコが中心になっていきているということでございます。実際、これから恐らく農林水産省のほうから御説明があると思いますけれども、除染、管理といったことを行いまして、野菜類全般にはかなり値が下がってきておるのですが、まだまだ野生のものについては、難しい部分があると、管理が難しい部分があるということかと思っております。

あと、このグラフを見ていただくと、結構皆さん感じられるのが、基準値を超えるもの

がこれだけあるじゃないかと、これだけ流通しているのだから危ないじゃないかと誤解される方もいらっしゃると思いますが、基本的には、先ほども説明しました、検査というのは出荷前を中心に検査しておりまして、基準値を超えるものが見つかった場合には、それはもう流通しないようになっていると。また、あとは出荷制限をかけた地域においても、それが実際どうやって値になっているのかということは定期的にモニタリングしておりますので、そういった検査結果も実は含んでおります。なので、ここに、これだけ基準値が出ておりますが、これが流通したとうわけではなくて、基本的には流通しないように対応がはかられていると。実際に生えているものという意味では、これくらい出ていますけれども、流通しているものがこれだけあるという意味ではないということを御理解いただきたいというふうに考えております。

続きまして、次のスライドです。こちらは畜水産物の結果になっております。まず、畜産物、左下にございますけれども、やはり基準値を超えるものがかなり少なくなっております。一方原乳、牛乳のもとになるものですが、これだけ基準値が違いまして、50となっておりますけれども、あと、グラフの横軸も少し違って、一番右、実はこれは10を超えるものになっているのですね。で、基準値どころか10を超えるものも全然ないと。高いものであっても7.5を下回るくらいということで、原乳に関しても餌の管理等によって、非常に低い値に抑えられてきているということが一目瞭然かと思えます。

一方、水産物でございまして、この一番右が基準値を超えるものになってまいりますが、5%くらいですか、数としてはでてきております。ただ、これも先ほど申し上げましたように、基本的には出荷制限されている地域で定期的に、福島県沖等で定期的にモニタリングしておりますので、その結果も含めて報告しているということですので、これがそのまま流通しているというわけでは全くございません。

あと、右下のほう、野生鳥獣肉。野生のイノシシとかクマとかシカとか、そういったものになるのですが、そういったものに関しては、かなり値が高くなっております。これもかなり、実は広い範囲で出荷制限されているのですが、やはり野生のものは管理が難しいということで、このような結果になっております。

実際に、現在といっても、少し古くて7月12日で恐縮なのですが、その時点での出荷制限の対象となっている食品の一覧を示させていただきました。非常に小さい字で恐縮なのですが、先ほど御説明しましたような基準値を超えるものがたくさん出ている品目については、出荷制限がかかっているというような結果になっております。一方で、野菜類につ

きましては、福島県の一部地域でハウレンソウとかございますけれども、その他の地域では野菜類に関してはもう出荷制限がかかっていないというような状況になっております。

次ですが、マーケットバスケット調査というものの結果を示しております。これまで実際流通していないから安心ですとか言いましたけれども、それじゃあわからないということだと思います。ですので、実際に流通している食品で、どんな状況になっているのかということ調べるために、実際に流通している食品を買ってきて、これはマーケットバスケットというのは、要するにスーパーのあのバスケットですけれども、実際に買ってきて、放射性セシウムをはかるということをやっております。生鮮食品、生物につきましては、できる限り地元のもの、近隣のものを買ってきて検査をするということを行っております。それに基づいてセシウムをはかって、そこからシーベルトに換算するという形で、一年間にどれくらい被ばくしているだろうかと、実際に食べているものでどれくらい被ばくしているだろうかというのを推測すると、ここに書いてございますように、0.000幾つというようなかなり低い値になっております。上限値が年間1ミリシーベルトですので、福島まで含めてもその100分の1以下に抑えられているという形になっております。大変恐縮で、実は京都の値はこの中には入っていないのですけれども、この中に近隣で大阪の値が入っております。大阪の値ですが、0.0012ミリシーベルト。1年間に0.0012ということですので、1ミリシーベルトと比べると大体1,000分の1くらいということで、かなり低い値になっているということがごらんいただけるかと思えます。このマーケットバスケット調査ですが、これまで3回実施しております、震災の後6カ月ごと、半年ごとに実施してきているわけですけれども、当初は、福島県中通りで申しますと、0.019という値が出ておりました。その後1年間で見えていきますと、5分の1程度に減少しているということでございます。また、その他の地域につきましても、時間がたつにつれてだんだん値が下がってきているということがごらんいただけるのではないかと思います。

また、次のスライドになりますけれども、こちら先ほど食品安全委員会のほうからも御紹介がありましたが、日本で、自然に年間大体どれくらい被ばくしているのかということ申し上げますと、大体2.1ミリシーベルトであるということですので、この値と比べると、やはり非常に小さな値になっているということが見ていただけるのではないかと思います。

データとしては最後になりますけれども、こちらでは、ストロンチウム90の検出状況というのを示しております。先ほど基準値の設定のところ、実際基準値にはセシウムしか設定しておりません。けれども、そのストロンチウムを含めて考慮した上できちんと設定

して、基準値としてはセシウムしかないけれども、その他の核種も含めてしっかり考慮した基準になっているという御紹介をしましたがけれども、では、その仮定が本当に合っていたのかということを検証するために調査を行っております。ストロンチウムは魚に集積しやすいという話がございますので、魚の結果を示しておりますけれども。これは3件しかなくて恐縮なのですが、ストロンチウムにつきましては、検出限界未満というものが多かったり、検出されたものについても、セシウムに比べると非常に小さい値ということにして、もともとの基準値を設定する際に大体これくらい影響あるだろうという仮定の中に十分おさまっていると。予想どおり、十分管理できているということが、今の基準値の中で予測した範囲におさまっているということが、今のところわかっております。この検証は今後とも続けていく予定でございます。

これまでの話のまとめにはさせていただきます。まず、一点目でございますが、基準値につきましては、国際的な指標に沿った上で、子供も含めて、全ての年齢の方に対応した基準値というのを設定させていただいております。二点目、検査につきましては、各自治体において検査計画を策定しまして、きめ細やかに検査を実施していただいていると。そして、その結果は全て公表しているということでございます。また、三番目、その検査の結果でございますけれども、原発事故に由来する食品中の放射性物質は減ってきていると。現在では、極めて低い数字になっているということでございます。実際に基準値以上が検出されているのは、一部の食品に限定されておまして、ほとんどの食品からは出てきていないと。実際に食べる食品、流通しているものの検査の結果からすると、1ミリシーベルトという基準の上限値の水準の1%以内に、福島を含めておさまっているということでございます。

最後に若干宣伝を含めて御紹介ですが、厚生労働省は検査結果等を公表しているということでございますが、こちらのホームページになっております。こういったキーワードで検索すればすぐに見つかると思いますので、よろしければごらんいただければと思います。毎日まとめた検査の結果のほかに、基準値の考え方、先ほど御紹介したようなものですか、あとは、こういった、全国でリスクコミュニケーションという会議を行っておりますけれども、こういったものの資料等も掲載しておりますので、参考になる資料があるのではないかと思います。我々としましては、こういった取り組みによって、しっかり食品の安全を確保するというと同時に、皆様に御理解いただくということに努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は簡単な紹介で恐縮でしたが、どうもありがとうございました。

○司会（石川）

ありがとうございました。それでは次に、「農林水産現場における対応について」、農林水産省生産局総務課企画官・大西麻紀子から御説明をいたします。

○農林水産省（大西麻紀子）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました農林水産省の大西と申します。今日は高いところから失礼いたします。本当でしたら皆さんと円になって座って膝詰めのような形でいろいろ御意見をいただいたり、私自身もいろいろお考えを聞かせていただいたりしながらお話ができたら一番いいんですけども、今日は非常にたくさんの方がこちらに来てくださったということもあり、こうやって高いところからお話しさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。私からは、農林水産現場における対応について、ということで話させていただきます。

先ほど、厚生労働省、食品安全委員会のほうから、放射性物質の基準値の考え方ということは話させていただいたかと思います。今ですと、一般食品で100ベクレルというのが、放射性物質の基準値となっております。私ども農林水産省としましては、その放射性物質の基準値を超えない食品というのを生産現場でいかにして作るかということに取り組んでおります。生産現場の方に、こういった栽培方法をとってくださいであるとか、こういった肥料をやると放射性セシウムを吸収しなくなりますよというようなこととお話しさせていただき、実際実行していただく、そういったことをしております。今日は、このような、現場でどういったことが行われているかという話と、それに加えてそういった取り組みをした結果、現在、放射性セシウムの検出の状況が、お米であるとか、野菜、果樹など、それぞれの品目でどういった状況になっているのかについてもお話しさせていただきたいと思います。

私ども農林水産省、もちろん一番の目標というのは、安全な食品、放射性セシウムでいますと基準値を超えない食品というものを安定的に供給する、食べ物がどこかで足りないということがないように供給するということです。ですので、ほかの省庁、また、地方自治体の方々と協力しながら、実際生産現場で放射性セシウムの吸収を抑制するような対策を進めさせていただいております。実際の現場の取り組みというのをお話しする前に、御存知の方も多いかと思いますが、農作物というのはなぜ放射性セシウムで汚染されてし

まったのかということをお話ししたいと思います。御存知の方も、こちらを少し復習をしていただいて頭にとめておいていただくと、この後の対策の話をするとき、こういう経路で汚染するのはこうやって防ぐんだなというのが、少しわかりやすくなるかなと思うので、ちょっと時間をとります。

私は、汚染のパターンというのを説明するとき、よく三つのパターンに分けて説明させていただいております。

一つはこちらになるんですけども、事故直後に放射性セシウムが、先ほど厚生労働省からの話にもありましたが、雨水とかちりとかと一緒に上から降ってきて、そのときに生えていた野菜、例えば葉っぱを広げているホウレンソウなどに直接くっついてしまって汚染したパターン、これが一つ目のパターンになります。こちらは、事故直後にそうやって直接降ってきたものによる影響ですので、今現在こういったパターンの汚染というのはございません。

もう一つは、こちらに果樹、お茶ということで書いておりますが、事故のときにはまだ実っていなかった果物から基準値を超える放射性セシウムが、事故の後、検出されたことを覚えていらっしゃる方もいるのではないかと思います。どうしてそういったことが起こったかといいますと、降ってきた放射性セシウムが果樹とかお茶の樹木について、木の中で、転流というんですけども、実がなっているときに実の部分に移動して、それで果物の食べる部分が汚染されてしまった、これが二つ目の汚染のパターンになります。

三つ目の汚染のパターンですけども、今度は農地に降ってきたセシウムが地面の中に入りまして、それが事故後に植えられた作物の根によって吸収されるというパターン、これが三つ目のパターンになります。

この二つ目と三つ目のパターンにつきましては、これを何とか防止していこう、セシウムを例えば三つ目のパターンであったら、吸うのを防いでいこう。二つ目のパターンであったら、そういう樹木に付着した放射性セシウムが果樹に移っていかないように何とかやっっていこうということで、事故後、色々な科学的な研究を行ったり、既にわかっている知識とかいろんなものを集めまして、その中で信頼できる方法をとって現場の方に対策を行っていただいているところでございます。

こちらのスライドは先ほどの厚生労働省の説明と一部重なるところもあるんですけども、今現場でどういうことを行って基準地を超えない農作物をつくっているかということ、を簡単に模式図であらわしております。

まず、今お話ししたようにいろいろな放射性物質の移行低減対策をとっております。そして、放射性物質が農作物、特に食べる部分に行かないようにいろいろな対策をとった上で、出荷前にしっかり検査をします。特に、濃度が高いものがつくられる可能性があると考えられるところについては、非常に綿密な検査を行っております。その検査で基準値を超えるものが出ていないということがわかりましたら出荷する、もし超えるものがあることがわかった場合は出荷制限を行う。もし、出荷制限を行った場合、ただ待っているだけでは物事よくなりませんので、なぜその地域、その作物で基準値を超えるものができてしまったのか、この部分ですね、要因解析、対策検討と書いているここを行います。つまり、基準値を超えた理由は何でかというのを突きとめた上で、それがどうやったら改善されるのかということを経験をいろいろ調査研究いたしまして、結論を出した上で、もう一度この移行低減対策をとって、作物にセシウムが移行しないように現場で取り組んで行く、ということをしております。一方、現在の知識などでは、まだちょっと、例えばこの地域、この作物でつくっても、放射性セシウムの基準値を超えてしまうということが予想されるものにつきましては、ここにあります作付制限というのを行います。現在は、お米で、一部の地域ではまだ作付けをしないという対応をとっているところでございます。

ここから、実際に、まず果樹でどのような対策をとっているかということについて、お話ししたいと思います。先ほど、私、果樹の汚染のパターンの一つは、樹体このスライドであればこの木の部分についての放射性セシウムが実のほうに動いていってしまうからだと思うと申しましたが、それがわかりましたので、例えば福島とか被災地では、これですと桃、こちらですと柿になりますけれど、木を一本一本、皮をおとすために洗ったり木の皮を剥いたりということを行っております。例えば、福島の果樹が有名な一つの地域では、その地域にある2万本の桃の木を全部高圧水で洗って表面のセシウムを落とすというような取り組みも行われました。こちらは、柿の木の写真なんですけれども、柿の木って皆さん御存知の木はもうちょっと幹が黒いんじゃないかと思うんですけれども、これは白樺のように白くなっているかと思えます。これは、高圧水で洗って木の皮が全部吹き飛んだ状態ですので、こういうふうにならなっている。そうやって木の皮ごと放射性セシウムをとってしまうという対策を行っているところでございます。これを、震災の起こった後の冬に行って、皆さん農家の方は寒い中、木の皮が飛んで顔に当たったりとか、冷たい水で凍えたりとかしながら、こういった取り組みを行ってきたところでございます。

ほかにも皮が削れる、しっかりした皮がついてゴリゴリッと削りおとせるような果樹に

つきましては、皮の削りとりを行って放射性セシウムを低減されるという取り組みを行っております。こういった取り組みでどれくらいセシウムがおちるのかというのを、こちらのグラフで簡単に書いております。この黄色い部分が、実際に皮を剥ぐ前、緑の部分が剥いだ後の、これは梨でやったんですけれども放射線量の違いをあらわしております。これを見ていただきますと、非常に低減している、皮を剥いだことによって、放射線量が下がっているということがわかっていただけたと思います。

また、お茶についてなんですけれども、お茶の木を見たことがある方はおわかりかもしれないんですけれども、非常に枝が細くて複雑に入り組んでおりますので、先ほどの果樹みたいに枝の皮を剥ぐというのが難しいので、そのかわりに何をしたかと言いますと、非常に深めに刈ったんですね。こちら、剪定前、剪定後という写真を載せましたが、汚染の程度によって、この刈り方の深さを決めましてお茶を深めに剪定することによって、その剪定した部分ごと放射性セシウムをおとしてしまうという取り組みをいたしました。この剪定前ですと、今の基準値である、飲む状態で10ベクレルに近かったものが、剪定後は大体5分の1程度に落ちたというように聞いております。

また、農地自体の除染というのももちろん行われております。こちらの写真は、農地の除染として、一番表面の土を薄く削りとっているところです。これは、何で表面だけでいいかと言いますと、いろいろな調査をしまして、放射性セシウムは深くまでは行かないということがだんだんわかってまいりました。ですので、表面にたまっている部分が非常に多いので、その表面の土を全部剥ぎとってしまうというような除染の仕方も行われております。こちらですと、土壌中の放射性セシウム濃度が、こうやって剥ぎとることによって、大体75%低減したというような結果も出ております。また、野菜などをご自宅で育てられている方はおわかりかもしれないんですけれども、根っこがそんなに深くないんですね。なので、もう一つの農地の除染の方法として、表面のセシウムが多く含まれている土を、根が届かない、深いところまで掘り返して上下を反転させるというやり方もあり、行われているところです。次は、肥料についてです。肥料などはもちろん植物を育てるには欠かせないものなんですけれども、その肥料につきましても、基準というものを設けております。で、基準値を超えない肥料を使うようにということで、農家の方には遵守していただいているところでございます。

こういった対策をして、食物ができて収穫した後、どのように放射性物質検査を行うかは、先ほど厚生労働省から説明がありましたので余り詳しく述べませんが、出荷す

る前にきっちり検査を行っているということは、もう一度繰り返させていただけます。

そして、実際検査を行った結果というのがこちらにございます。先ほど厚生労働省の話であったのは24年度の結果だけだったんですけど、こちらは23年度から並べさせていただきました。野菜ですと、先ほどお話ししたみたいに、事故の本当に直後、2年前の23年3月は、直接事故後に降ってきた放射性セシウムの影響で、100ベクレルを超えるものというのはかなりの数が見られたんですけども、先ほど申しましたように、その汚染の経路というのは一時的なものでしたので、野菜につきましては、もう23年7月以降、ほとんど基準値の超過というものは見られない状況になってきております。果実につきましても、先ほど申しましたような現場の取り組みであるとか放射性セシウムには半減期があるため自然に減っていくこともあり、2年前の23年度の一年に比べて、去年度以降、100ベクレルを超えるものというのは非常に少なくなっているというのが現状でございます。そして、野菜・果樹両方とも、今年の4月から今までの間に、基準値を超えるものというのは検出されておられません。また、お茶につきましても、こちらのグラフは、23年度は、お茶は飲む状態ではなくて葉っぱの状態で検査しましたのでちょっと測り方が違うんですけども。24年度の4月以降というのは、23年度までと比べて基準値を超過する割合は非常に低くなっております。また、こちら24年4月から今までの間に、1.1%基準値超過があるというふうに書いておりますが、ことしの4月以降というのだけ見ますと、大体300点ほどお茶の検査を行っておりますけれども、一検体も基準値を超えるものは検出されておられません。それで、お茶の一番茶、二番茶のシーズンは、もう大体4月から今までの間に終わっておりますので、今年度のお茶というのは、一番茶、二番茶に関しましては、今のところ、基準値を超えるものは出ていないというのが現状でございます。

麦につきましては、これは震災直後というのは、生育中の麦に放射性物質が付着したことで基準値超過が出ましたが、その後、24年度、去年度以降は全く基準値を超えるものも出ておりませんし、こちらを見ていただくと、25ベクレルを超えるようなものもゼロ%ということで全く出ていないというのが、現在の状況でございます。

大豆につきましては、こちら23年度、3%程度ですけれども基準値を超えるものが出ました。これは先ほど厚生労働省からも説明がありましたが、出荷前の検査で出たものでして市場に流通しているというものではございません。ただ、出荷前の検査でこのパーセンテージが出たので、こちらを見ていただくとわかるんですが、23年度に比べまして24年度は検査点数を約9倍くらいにふやして検査をより綿密に行いました。24年度は基準値を超

えるパーセントというのは低くなったのですが、実際に幾つか基準値を超えているものがあるのも事実でして、大豆の放射性セシウムの吸収をどうやったら抑制できるかという研究もいたしました。そして、後で米のところでも御説明いたしますが、カリ肥料、カリウムを含む肥料をしっかりとやるのが、セシウムを吸収するのを抑制するということにつながるといことがわかりましたので、今年度の栽培につきましては、カリ肥料をしっかりとやるようにということで、今現場のほうに呼びかけているところでございます。

皆さんの主食であるお米について、こちら、ちょっと時間の許す範囲でしっかりお話をさせていただきたいと思っております。

まず、23年度、2年前のお話ですけれども、当時の暫定基準値を超えるお米が出たということは、皆様、御記憶にあるのではないかと思います。そういった事実を踏まえまして、米について何としてでも放射性セシウムを吸わないように対策をとらねばいけないということでもいろいろな調査をいたしました。調査の結果、先ほども申しましたように、カリ肥料、カリウムを含んでいる肥料をやることで、セシウムを吸収するのを抑制できるのではないかということが一つわかりました。カリ肥料というのは、作物を育てるのに重要な肥料なので元々やっているはずなんですけれども、23年度に基準値を超えたり高いセシウム濃度が見られた田んぼでお米を育てている方にいろいろ聞いたり土壌の調査をすると、その土壌では、カリ肥料が十分じゃなかったということがわかりましたので、24年度に向けてはカリ肥料をしっかりとやってくださいということで、去年1年現場のほうにお願いしてきたところでございます。24年度は、こういった対策のほか、検査をかなりの密度で行っております。また、23年度の検査の結果、残念ながらこの地域で育てても基準値を超える米が生産されてしまうという予想があった地域については、作付制限を去年は行いました。また、②にあたる、高い数値が出たところ、この①ほど高くはないんですけれども、高い数値が出たところについては全ての米袋を検査してくださいということで、現場には検査を実施していただきました。また、それ以外の地域につきましても、23年度に比べても非常に綿密な濃度で検査をしてくださいということで現場と調整して検査を実施いたしました。こちらは、地図で24年産のお米で作付制限を行った地域、そして、その全袋の検査をしてくださいとお願いした地域を表したものです。このように、地域ごとにより細かく区切り、まして作付けしたら非常に綿密な全袋検査をすることにいたしました。

昨年は、福島県ではこれ以外の地域も含めて全ての米袋について検査を行いました。この写真のような特別な米用の検査機械をつくりまして、福島県だけでも約1033万点くらい

の米袋について検査を実施したところでございます。その結果、がこちらになります。全袋検査で84点ほど基準値超過が出たんですけれども、これはもちろん出荷前の検査ですので、この84点というのは、市場には流通しておりません。超過割合は、0.0008%と非常に低くなっているところでございます。また、福島県の23年度に非常に濃度の高かった地域と比較しましても、このオレンジが23年なんですけれども、23年度はこうやって200ベクレルのあたりにも何点か、55点ほど200ベクレルを超えるお米が見られた地域があったんですけれども、24年度、カリ肥料をしっかりとやることによって0.26%から0.0004%ということで、低くなっているところでございます。こういった結果も踏まえて、カリ肥料をやるということは非常に効果があったということがわかりましたので、今、ちょうど今年度のお米をつくっているところなんですけれども、つくるにあたってもしっかりやってくださいということは現場をお願いしているところでございます。今、25年産のお米をつくっていますというお話をしましたが、今年も一部の地域、警戒区域などで人が立ち入れない区域などでは作付制限を行っております。また、今年初めてお米の作付けを再開する地域や、去年の結果を踏まえてここはやはり出荷する前に全袋検査をしてくださいという地域につきましては、全てのお米の袋を検査することになっています。また、福島県は、今年も、そういった地域以外も含めて全域で全袋のお米の検査を実施するということにもなっていることを申し添えさせていただきます。

ちょっと時間が押してきたので駆け足で畜産物についてお話しさせていただきたいと思っております。畜産物について、事故後に汚染された稲藁を食べて基準値を超える畜産物が出たというのは記憶されている方はいらっしゃるかと思います。そういった教訓も踏まえまして、現在、畜産物につきましては、その餌について暫定許容値というのを設けております。その暫定許容値を超えない餌を与えるようにということで現場では取り組んでいるところでございます。実際の検査も非常に綿密な体制で行われております。牛肉につきましては、こちらに挙げております7県については、全戸検査を実施しておりますし、そのうち4県の一部の農家につきましては、全頭検査を実施しているところでございます。乳製品の検査は、この6県では2週間に1回は実施しております。また、今のスライドに書いてありますのは最低限実施してくださいという頻度なので、実際もっと密に検査を実施されている自治体も非常に多くございます。

原乳の検査結果ですが、こちらはさつき厚生労働省から話がありましたとおり、もう24年度4月以降は、25ベクレルを超えるものなども全く出ていないという状況でございます。

牛肉につきましても、100ベクレルを超えるものは、グラフのここから先になるんですけども、非常に低いパーセントしか基準値を超えていません。また、グラフのこの部分にあたる、基準値を超えたものは、出荷前の検査で見つかったものですので、適正に処分されているところがございます。こちらのグラフを23年までの検査結果と見比べていただきましても、餌の管理をすることで非常に畜産物の放射性物質濃度というのが下がったということが見ていただけるかと思えます。

また豚肉・鶏肉・卵ですが、こちらにつきましても、もともと餌のほとんどが輸入飼料でしたので、震災後から、特に鶏肉・卵では基準値を超えるものというのは、全く見られておりません。

先ほど、キノコにつきましても野生のものを中心に基準値超過があるというお話が、厚生労働省からあったところなんです。実際にその対策としてどういうことに取り組んでいるかというお話をさせていただきたいと思えます。野生のものというのは、管理が難しいので、今取り組んでおりますのは、原木、菌床の管理ということになります。こちらにあるんですけども、キノコ原木であるとか、キノコ用の菌床というものにも基準値を設けまして、その基準値以下の原木、菌床を使うようにしているところがございます。実際、原木シイタケでも平成24年度は23年度に比べて基準値を超過するものの割合というのは、低下しており、23年度は33%でしたが、24年度以降は11.8%となっています。ただ、実際、こうやって基準値超過があるのも事実ですので、今、原木の管理の仕方など、ガイドラインをつくって原木シイタケにつきましても一日も早く基準値超過の割合を下げるようにということで取り組んでいるところがございます。一方、菌床シイタケというのは、培地の管理が原木に比べてやりやすいということもありまして、基準値を超えるものというのは、去年の4月以降出ていないという状況になっております。

山菜につきましても、一定程度の基準値の超過がありますので、採られるに際しましては、周りの既に出ている検査結果などをよく見ることや、実際採ったときに検査を受けることなど、林野庁のほうで呼びかけているところがございます。

次に水産物についてお話しさせていただきます。水産物は事前の御質問でも、汚染水の話などニュースでとり上げられているが、水産物は安全なのかというご質問もいただきましたのでそちらにも触れながら話を進めさせていただきます。

こちらのグラフは、事故後からずっと検査してきたものを全て積み上げたものになっております。現状といたしましては、福島県も含めて基準値の超過割合というのは下がって

きている状況になっております。また、福島県の超過をしているものにつきましては、今の水産物の状況はどうかという調査のために測定している結果が含まれておりますので、実際に流通するためにとっているものがたくさん基準値を超えているという状況ではございません。

また、水産物は、かなり綿密に調査を行っております。その調査は、それぞれの魚種ごとの特性というのを調査しまして、一体どういった魚種で基準値を超える可能性が高いのかというのをよく調べた上で、魚種を三種類に分け、さらに沿岸性魚種の中では、その生息域から、表層・中層・低層と住んでいる深さによって種類を分けてその上で検査頻度を決め、検査を行うようにしております。また、海はつながっておりますので、一箇所と比較的濃度の高い魚が出ましたら、その魚については近隣の県でもしっかり検査するようにということを水産庁のほうでも指導しているところでございます。

ちょっと駆け足になってしまう部分があるんですけども、それぞれいろんな魚種でどういった傾向の違いがあるかというのをグラフを見ていただこうと思います。こちらのグラフは、表層の魚でイカナゴとかコウナゴを表しており、こちらのグラフは低層の魚、そしてこちらのグラフがイカ・タコを表しております。グラフの横軸は、時間になっております。一番左端が事故直後、で、こちらに進んでいきますと、平成25年現在に近づいてくるということになっております。これを見ていただきますと表層の魚というのは、事故直後は基準値を超えるものがありましたが、時間とともに、100ベクレルを超えるものというものが見られなくなっているというのがわかっていただけるかと思います。一方で、低層の魚というのは、まだ基準値を超えるものがある状況でございます。イカ・タコといった軟体動物、無脊椎動物などは、もう基準値を超えるものというものは長期間全く見られていないというような状況になっております。また、回遊性魚種につきまして、回遊性魚種というのは魚が動いていくそういう種類の魚なんですけれども、カツオ、マグロ、サンマにつきましても、全く基準値を超えるものというものは出ていないというのが現状でございます。一方、内水面、川や湖でとれる魚につきましては、こちらイワナ、ヤマメを代表に挙げましたが天然のものについては、まだ基準値を超えるものが見られております。一方、養殖の物というのは餌の管理ができますので、放射性セシウムの基準値を設けまして、その基準値以下の餌を与えることによって、養殖の魚というものは基準値を超えるものはこちらのグラフにありますように、出ていないということが見ていただけるかと思います。

こういった魚種ごとの特性や検査の結果を踏まえまして、各県、出荷制限、出荷自粛を

行っております。こちらは、その出荷制限を行っている魚種の一覧でございます。また、こういった出荷制限を行っていない魚種につきましても、各県が自主的に出荷自粛を行っているものがあります。例えば、福島県沖では、全ての沿岸漁業及び底引き網業で操業を自粛しております。福島県の魚ですごく高い濃度が検出された、というニュースを見たぞとおっしゃる方いらっしゃると思うんですけども、それは先ほどからお伝えさせていただいております調査研究用に定期的にとっている魚から出たものです。また、ニュースで、福島県操業再開というのを見たよという方もいらっしゃると思うんです。それは、このただし書き以降に書かせていただいておりますが、今までの調査の結果もうセシウムの濃度が100ベクレルを超えないだろうということが統計的にわかった魚種について、一部試験的に操業を再開しております。そちらにつきましては、水揚げしたら検査を行って基準値を超えないことを確認して出荷しているという状況でございます。

また、ここで、汚染水のことでの御質問に簡単に答えさせていただきますと、ご心配の方もいらっしゃるかと思いますが、福島原発のところに堤防というのがあって、その港湾内では非常に高濃度が検出されているんですけども、その港湾の外になりますとセシウムやトリチウムの濃度は非常に今下がっております。トリチウムにつきましては、20キロほど離れますと全く検出されていない検査結果になっております。セシウムにつきましても1ベクレルに満たないものになっております。実際、試験操業が行われている場所というのは、さらに遠く、沖から50キロ程度離れたところで行っているのが現状でございます。また、獲った後できっちり検査をしておりますので、現在流通している魚については基準値以下だと思っておりますので大丈夫でございます。

少しスライドを戻りたいと思います。実際に魚をお店で選ぶ皆さまが、その魚がどこの地域のものか、特に魚は移動しますので、どこの場所で獲れたものかがわかるようにお店のほうにもとった水域というのを示してくださいねということもお願いしているところでございます。ですので、皆様、魚を選ぶときこういった表示も御参考にいただければと思います。

以上、駆け足になってしまいましたが、私のほうから農林水産漁業の原場での取り組みについて御紹介させていただきました。ありがとうございました。

○司会（石川）

ありがとうございました。

それでは講演の部の最後となりますが、京都府・京都市からの報告、京都府農林水産部

食の安心・安全推進課副課長津田義郎から「京都府及び京都市における検査の状況について」を説明いたします。

○京都府（津田義郎）

○京都府（津田義郎）

それでは私のほうから、京都府・京都市、それから府内の全市町村が連携して実施しております食品中の放射性物質検査の概要について報告いたします。

検査について、大きく三つに区分して取り組んでおります。

一番上、流通食品ということで小売店等で販売されているものでございます。二番目、京都市中央卸売市場で取り扱われております農水産物であります。次、府内産農林水産物ということで産地での検査を行っております。以降の説明についてはこの三つの区分に従って順次させていただきます。

最初、検査の目的でございます。流通食品につきましては、今まで農水省さん、厚生労働省さんからの説明がありましたように、東北関東地域でしっかり検査をしておられまして、基準に沿ったものだけが流通してきているという状況であります。以上のようなことがら、全国で流通している食品については問題がないというふうには認識しておりますが、府民の皆様の中には、それでもまだ心配だという声もありますので、安心・安全の確保という観点から検査を実施しております。

二つ目の京都市中央卸売市場での農水産物の検査につきましては、全国有数の卸売市場でございますので、そこでの扱われている品目の安心・安全確保という観点から取り組んでおります。

三つ目、府内産農林水産物の検査でございます。京都府におきましての放射性物質の状況でございますが、空間線量、それから農業をするときに使います水や土につきましては、事故前後で特に変化がなく、全く異常はないわけでございますけれども、風評被害と申しますか、消費者の皆様が安心して京都府産の農林水産物を食べていただきたい、それから生産者の方にも安心して出荷していただきたい、京都府産は大丈夫なんですよということを目指して、自信を持って言っていだけるというような目的のために、実施しておるというものでございます。

次に、検査体制について説明いたします。流通食品については、このように全ての食品の区分につきまして年間480検体を実施しているところでございます。検査につきまして

は、下に書いてありますように、府や京都市の検査機関で行っております。

それから、京都市中央卸売市場の農水産物でございますが、農産物、水産物につきましては東北・関東産に限定したものの、それから、そのほかと畜した牛を、検体数のところで書いておりますように、農産物、水産物については、年間120検体、屠畜した牛につきましては、以前にセシウムを含んだ稲藁を食べた餌による牛肉汚染というのが全国的には事例がありましたので、全頭検査を実施しております。検査については、下の京都市の検査機関で実施しております。

それから、京都府内産の農林水産物であります。対象としましては、府内の主な品目を収穫期、産地ごとに選定しております。水菜で申しますと栽培している市町村ごとに、春作、夏作、秋作と、それぞれの時期に検査をしており、検体数につきましては、50品目、計400検体年間で検査に取り組んでおります。検査につきましては、府の農林水産技術センターなどで行っております。

それでは、次に検査の結果でございます。流通食品ということですが、検体数は、平成24年度の実績で426検体となっております。内訳としてはご覧のとおりで、結果としては、うち414検体が不検出、当然基準値以下なんですけれども、検出されたものが12検体ございました。その12検体の内訳としては、基準値100ベクレルに対して20ベクレル程度のものが2検体、その他10検体は10ベクレル未満の検出でした。

それから、京都市中央卸売市場での農産物・水産物でございます。その検体数としては、1万1,775で、内訳として、農産物・水産物が141検体、畜産物は全頭検査ということで1万1,634検体であります。これらは全て基準値以内という結果です。なお、この畜産物の1万1,634のうち京都府産の牛は2,287検体ですが、これらは全て不検出という結果です。

それから、最後の、府内産農林水産物でございます。北の丹後から南は山城まで、あらゆる地域でとった農林水産物の検査結果でございまして、総検査件数としては382検体で、全て不検出ということになっております。最後のところで、スクリーニング検査、精密検査併用と書いてありますが、これについては次のところで説明します。なお、主な品目についてはここに書いてあるような品目を検査いたしました。

これらの結果については、基本的には検査した翌日にはホームページで全て公表しておりますし、本日のようなシンポジウムや地域の集まりについて、私たちが説明に出向く形で情報提供しています。

次に、検査の実施状況について写真で説明いたします。最初は、ゲルマニウム半導体検

出器ということでは、いわゆる精密検査であります。サンプルについては、野菜とかはそのまの形ではなくて細かくする必要がありまして、このようなミキサーというものを使っております。一定時間で細かくした後、小さなサンプル専用容器に入れておられます。これがキュウリで試験用容器に入れた例です。当然キュウリの形はなくなってこのようなどろどろの状態になっておられます。これを機械の内部に入れるということです。中の下のほうから突き出ているものが検出器で、その上に先ほどの容器をのせます。容器から放射線が出ている場合に、その下の検出器で感知しまして、その数とか、どういう物質から出ている放射線かというようなことを調べるというものでございます。周りがちょっと大きい箱になっておられますけれども、約10センチ程度の鉛の容器でございまして、これは外の空気中にある放射線を受けないように遮蔽するようになっておられます。そして、入れてすぐ終わりではなくて、私どもがやっているさきほどの検査でも2時間程度の検査時間が必要ということになっておられます。1検体2時間、それから前処理などがありまして、1日数件が限度だというようなものでございます。これは結果ということで、グラフに出て、これをコンピューターが計算して検出されたら何ベクレルという形で、プリントアウトしてくるというものです。

それからもう一つ、Na Iシンチレーションスペクトロメータということで、先ほどの機械でしたら一日に数検体しか出ないので、もう少し短時間でできないかということで開発されたものです。裁断は、このような簡易な機械で、このようなまだ葉っぱがわかるような状態で、この専用の検査容器に入れます。これがNa Iシンチレーションスペクトロメータでありまして、原理としては先ほどの機械と一緒にですが、約30cmほどの直径がございまして、周りが七、八cmの鉛の遮蔽物になっておられます。先ほどのプラスチックの容器はこの真ん中のところへ入れましてこの赤いふたをするというシステムになっておられます。全体像としては、ここの真ん中に見えておられますものが検査機械です。高さとしては、約60cmのものであります。これも先ほどと同じように、このような形で検出がされまして、パソコンで検査結果が出てくるというものです。事前質問の中で、京都府でも流通食品の全数検査ということがございましたけれども、今見ていただいたように、細かく裁断して時間をかけて検査するというような検査手法であるということや、先ほども国のほうからも報告がありましたように、産地で、過去の検査結果に基づいて綿密は検査が行われているということを踏まえまして、京都府としては、今、私が報告しましたような検査という形で取り組ませていただいているというところでございます。

以上で、報告を終わります。ありがとうございました。

○司会（石川）

これで、講演の部を終了いたします。約10分間の休憩をります。壇上の模様がえもいたします。ただいま、15時10分ですので、10分後の15時20分に再開します。それまでに、御席にお戻りください。それでは、休憩に入ります。

（ 休 憩 -10分間- ）

意見交換

○司会（石川）

時間になりましたので再開いたします。ここからは、質疑応答・意見交換ということで進めます。壇上には、先ほど講演を行った三名が登壇しています。御質問のある方は挙手をお願いします。私が指名しましたら係の者がマイクをお持ちしますので、可能であれば御所属とお名前をお願いします。本日御参加いただけなかった方々を含めて、広く情報提供をすることを目的として、今日のこの講演内容と意見交換の様子は議事録として関係省庁のホームページにおいて後日公開をすることとしています。ですから、議事録に御所属やお名前を掲載されることに不都合がある方は、質問の前にその旨、お申し出をください。また、登壇している省庁のほかに、今日この会は、京都府・京都市の御協力のもとに開催しております。京都府・京都市への担当者への質問があった場合には対応できるように、前列で京都府・京都市の方々が待機していますので、御質問の中で、京都府か京都市への御質問だという方は、その旨ははっきり言っていただければ議事が円滑に進むと思いますので、よろしくをお願いします。できるだけ多くの方々に御発言をいただきたいと思いますので、御発言は要点をまとめて2分以内でお願いしたいと思います。また、我々回答者もできる限り簡潔に答えたいと考えています。

それでは、早速挙手をして御質問、御意見を伺いたいと思います。では、最前列の男性の方、お願いします。

○質問者（A）

宇治市の〇〇〇〇といます。特に所属はありません。

それで、おっしゃった食品基準ですけど、キログラム当たり100ベクレルと、一般食品ですけど。僕は、それを二桁くらいに下げないと安全性は守れないんじゃないかと思えます。と言いますのは、その内部被ばくの評価が、ICRPでは、その線量等の計測でやっていますけども、実際の内部被ばくは、人工の放射性元素に関しては、いろんな臓器に取

り込まれて、それぞれがいろんな被害を及ぼすと。例えば、心臓とか脳とかそういうところまで取り込まれる。そして、特に胎盤にも取り込まれて胎児に影響が大きいと。だから、食品基準では妊婦の場合は特に区別をされていませんし、そういう意味で、内部被ばくの具体的な体内のメカニズムまで考慮した、ベラルーシとかウクライナで死体を病理解剖したり、動物実験で確認されている、そういう最近のデータの成果が、全然食品基準には取り入れられてない。だから、危険を見過ごしているように思います。その点どういうように考えておられるでしょうか。

○司会（石川）

今のお話では、まず、人工の放射線と自然の放射線の違いですとか、それから、内部被ばくの問題の御指摘があったかと思えます。この部分について食品安全委員会・植木さんのほうからまず人工、あるいは自然由来の放射線の違いですとか、その辺からお話を進めていただけますか。

○内閣府食品安全委員会（植木）

御質問、どうもありがとうございました。まず、放射線に関しましては、私のほうから説明の中では天然のものもあるよというお話をさせていただきまして、今、その天然のものと人工のものは少し違うんじゃないかということであれば、そこは御説明したように、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線等、そういう物理的にもう決まっていますので、その線源が自然であろうと人工であろうとそこは差がないというふうに、そこは言い切れるのであろうと思っております。

それから、内部被ばく、外部被ばくに関しましては、多くの方が御不安を抱いているということは十分に理解しております。ただ、私どもいろいろ食品安全委員会としてレポートを書く際に、過去の文献等を多く集めましたけども、その中で結局食品由来の内部被ばくに限定したその疫学的なメカニズムに関しましてはなかなかデータがないというのが正直なところでございまして、疫学的な過去のデータを検討する中で、そこはその内部被ばく、外部被ばく合わせまして、そういうデータしかないという中で、100ミリシーベルトという数字を導き出したものでございます。

それから、今、お話のありました解剖とか何かというお話があったので、多分、バンダジェフスキーさんのことなのかなと勝手に想像したわけでございますけども、私どものほうではもちろんその方の論文や主張も承知してございます。で、私どもはいろいろ検討する中で、その方の書いた論文につきましても、いろいろと中身を見せていただきまして、

それも踏まえて100ミリシーベルトというものを出してございます。

○司会（石川）

ありがとうございました。ほかに登壇されている方で追加的な発言等ございますか。

○厚生労働省（塩川）

厚生労働省から若干補足でございます。先ほど、その、生涯で100ミリシーベルト、年間では1ミリシーベルトというお話につきましては、先ほどご案内のとおりかと思えます。ただ、先ほど、若干胎盤の話とか、恐らく妊婦さんの話もあろうかと思いましたので、その話を若干だけ補足させていただきます。基本的には、その1ミリシーベルトを前提に計算しておりまして、その中で、年齢ごとに我々のほうで計算しているということございまして、今日の資料の中でも、年齢区分とは別に一番下に妊婦というところ、本日のスライド6枚目ですけれども、妊婦というところを記載しておりますけれども、一応妊婦さんのことも検討した上で食品の基準値のほうを設定しております。恥ずかしながら、私のほうではあまり詳細は把握していないところがございますけれども、この過程においては、例えばそのICRPの勧告の中で、妊婦においても年間1ミリシーベルトで管理をすれば十分であるというような勧告がされているということも踏まえて、また、その他、審議会等の諮問の際にもこういったところも議論いただいて、これで妥当というふうに御判断いただいたものと理解しております。

○司会（石川）

はい、つけ加えてどうぞ。

○食品安全委員会（植木）

先程の内部被ばくの関係でございますけれども、確かに何か体の中にそういう放射能を出すものがあるというのは、確かに、それは想像すると私でも気持ち悪いとか、そういう気持ちになりますけれども。他方、私はスライドの中でも御説明しましたように、天然にも放射性物質がございます。大気中からも取り込んでおりますし、カリウムとかそういうものでもほんの一部分そういうものがございますので、仮にこういう事故がなくても、ほんのわずかではございますけれども、そういうのは体の中をめぐってございますので、そういうことも少し御理解いただければなと思ってございます。

○司会（石川）

はい、ありがとうございました。次の御質問を受けます。では、中央の三列目の男性、お願いします。

○質問者（B）

市内右京区から来ました一般消費者〇〇〇〇と申します。今日は諸先生方お話ありがとうございます。

植木課長にお伺いいたしますが、この資料の中の放射線、放射能、放射性物質等のところに、ランタンとカンテラってあります。で、カンテラってというのは、光の強さの単位となっております。光の強さといったらこれはその右のルクス、1ルクスのことではないんですか。カンテラって1カンテラって言ったら、どのような表現になるんですか。それが、もし、例えば、このカンテラが10個集まったら10カンテラなんて言うんですか。

○食品安全委員会（植木）

カンデラというのは、光の強さの単位でございます、同じ、例えば1カンデラという光源がランタンがあっても、例えば、私がここにいる感じる明るさと、ここから離れば明るさは大分違いますので、その私を感じる明るさがこれがルクスでございます、光源の明るさ、これがカンデラでございます。そういう説明でよろしいでしょうか。

○質問者（B）

カンデラの規模にも、種類とかそういうなんもありますよね。

○食品安全委員会（植木）

カンデラは、光の強さの単位でございますので・・・規模でしょうか。

○質問者（B）

いわゆる、大きさ、規模とかそういったものによって1カンデラとか2カンデラなんて言ったら、変わってくるんじゃないんですか。あの、ルクス、光の強さの単位って、これワットじゃないんですか。ワットとどう違いますか、このカンテラなんて初めてこれ聞きますが。

○司会（石川）

横からすみません。これは、放射線、放射能、放射性物質を説明する際によく使われる表現です。

○質問者（B）

ほう。

○司会（石川）

今、お宅様がおっしゃったように、電球であればワットとルクスで説明できます。

○質問者（B）

そうですね。

○司会（石川）

今回、このランタンというのは、多分油を使ったランプのことなんです。

○質問者（B）

いつのころの話ですか、これは。

○司会（石川）

電球であれば今おっしゃったとおりワットです。

○質問者（B）

ええ。じゃ、ワットのことじゃないんですか。

○厚生労働省（塩川）

あと、恐らくそのワットというのは、その電気の強さというか電力です。例えば、電球によっても効率がよければ1ワットでもすごく明るいものとか、すごく暗いものとかあったりすると。で、実際の出る光の強さがカンデラですね。なので、余りふだん使う必要もないので……。

○質問者（B）

使われてないですね。

○厚生労働省（塩川）

ええ、使われて……。通常、電球であつたらワットでいけますし、例えば最近LED電球とかありますけれども、同じワットであらわすと実は同じ1ワットでも大分明るさが違うんですね。LEDのほうが非常に効率がいいので同じ1ワットであつても大分明るく出ると。その辺を表現するのがこのカンデラという強さの単位になります。通常それよりは実際我々が感じる明るさのほうが重要なので、例えば1メートル離して何ルクスというところで表現することが多いので、通常、確かにワットとルクスというところで比較されることが多いですけれども、実際にはその光源から出る明るさという意味では、カンデラという単位があつて、便宜的にこちらでは説明に使わせてもらっていますということで、非常にわかりづらいですが御理解いただければありがたいと思います。

○質問者（B）

ありがとうございました。

○司会（石川）

次に御質問の方、挙手をお願いいたします。それでは、前中央の女性の方、お願いしま

す。

○質問者（C）

一般消費者の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

大西さんに質問なんです、お話の中で、今は降ってくるものはないのというようなことをおっしゃったんですが、今も降っていると思うんですよ。なぜかという終息してなくて、数カ月前にロボットが行っても原因がつかめず、壊れて行かれない。ロボットが壊れて全然原因もつかめないような状況になっているし。それで、あと、私もお友達がいるんですが、浜通り、それから中通り、会津通りの今の放射線量がこちら方面にこういうふうに流れているというのが、天気予報みたいに画面に出ているんです。だから、出てないっていうそのお話というか、その認識は違うんじゃないかと。政府は何か終息したって言って原発を売りに行ったりとかしてますけど、それはまあ置いといて。それは違うというので、ちょっと私はそれは意見で、大西さんに対して反論です。

それからもう一つは、高圧水で除染する話なんです。これも大地は平面ではないので、ここの地域で除染したんですけど、その水が汚染水が地下を流れるんですね、私も実をいうとそういう除染作業も見に行ったこともあるんですけども。そうすると、食物が、こっちで調査した食物、ここで調査したら除染したかもしれないけど、こっちの食物には根から吸収する条件ができてしまう、汚染水が流れてくるんだから。あと、林とかそういう除染できないところでも雨が降れば自然に大地に流れる。そういうので、これはなかなか何か難しい。というか、それをどうしろというのもできない、言えないんですけどもすごく難しく。だから、この数値も本当に信じられるのかなというのが、ちょっと私の意見です。

それから、あと、私の希望は、その消費者が、この食品はセシウム何ベクレルのものなのかというのをはかれるような機械、今二種あるじゃないですか。ゲルマニウムか何かともう一つ。そういうのを行政の責任で設置していただいて、そして、私たちが、食品添加物をこうやって見て私は買うんですけどね、消費期限だけじゃなくて、それのようにこのものはどれだけだということをリスクと、その自分の栄養状態とかいろいろ計算して買うというね、そういう整備を是非していただきたいというのが、私の意見です。

それから質問は、カリウムが非常にセシウムを吸収するので、カリウムを今までの使い方よりもっと使ってほしいということで農家に指導しているという話なんです、そのカリウムって農家の人が自分の費用で買うんですか。自己負担というか、どうなの。農家

の負担ですか。その質問です。

○農林水産省（大西）

では、まず御質問と言われた部分からお返事させていただきたいと思います。カリ肥料、カリウムを含んでいる肥料のことなんですけれども、こちらは、どんどんやってください、いっぱいやってください、際限なくやってくださいというのではなくて、適正な量、ここが適正ですよという量を示して、これだけやってくださいということで、現場のほうにお願いしております。その費用なんですけれども、そういった対策が必要だと考えられている地域、今までの検査結果で何の対策もしないと、高いセシウム濃度の作物が、米とかができてしまうとわかっている地域につきましては、国のほうで費用負担できるような制度をつくっているところでございます。

で、先程御意見を幾つかいただきましてありがとうございます。私の説明でちょっと誤解を生んでしまう部分があるということでしたので、今後改善していきたいと思いますが、今、例えば、葉物野菜とかに影響があるような量のセシウムが実際に降っているというような事実は、検査結果を見ていただいてもわかるように、ございませんので、そこは御理解いただければと思います。

また、これは完全な答えにはなっていないんですけれども、水のことについて御意見がございました。セシウムというのは、かなり大部分が土壌と吸着するんですね。土壌と吸着しますと、それは作物にも吸われないように大体の場合は固く吸着されます。土に、木を洗浄した水が落ちてそこが心配というお話だったかと思うんですが、その大部分は地面に吸着されると考えられます。また、他の場所に流れて行って、他の植物が吸収するということにつきまして、今、いろいろ研究しているんですけれども、先ほどもでましたように、一部の品目ではカリ肥料を適切に与えていたら、その吸収というのかなり抑制できるというのもだんだん解ってきております。そこは、まだ研究の途中のところもございますが、今後研究を進めていきたいと考えているところでございます。

貴重な御意見をありがとうございました。

○司会（石川）

先ほど御質問、御意見の中であった、消費者の人が自分が買ったものを測定できるような方法ということなんですけれども、これはゲルマニウム半導体を使うというところまでは行っていませんけれども、簡易型のスクリーニング検査で用いる、基準値を超えているか超えてないかは明確に正確にはかることができる、エヌエーアイシンチレーションの機械が

各都道府県に配備されていると思います。そこに持ち込んでいただければ、自分の家庭菜園のものでかかを、計れるようになっていきます。京都府のほうでお話ししてもらえますか。

○京都府（津田）

先程も報告したように、京都府ではそういう機械を入れております。ただ、今ありましたように、消費者からの求めに応じて検査するのではなくて、モニタリングということで府内の代表的な作物、あるいは流通食品も検査している状況ですので、御意見として承りますけれども、京都府としては、先程私が説明したような対応で今後ともやっていきたいと思っているところでございます。

○農林水産省（大西）

機器整備のところでは少し補足してもいいですか。機器整備なんですけれども、先程厚生労働省から説明のありました考え方の中で、検査が必要ですと言われていた県を対象にしまして、国から自治体に検査機器の整備というものに補助をしているところでございます。

また、食品の購入にあたって、何ベクレルかを知った上で購入したいというお話でしたが、例えば、私、先程、福島県でお米につきましては、全袋検査を行っていますと紹介いたしましたが、そちらにつきましては、結果を、30キロのお米の袋についているバーコードの情報を元に、インターネットで何ベクレルかの数字が検索できるようにもなっています。ただ、30キロの紙袋についているバーコードが、小分けになって、皆様のお手元に届く米袋になった時に、例えば京都府内のスーパーで、全てに同じものがついていのかどうかというところまで、すいません、私、今お答えできないんですけれども。ただ、知っていただきたいのは、このように、できるだけ情報というのは公開していくようになっております。また、日々の検査の結果も厚生労働省さん、そして、私たち農林水産省のホームページでも公表しておりますので、例えば、お買い求めになるまさにそのものではないんですけれども、近くの地域などの検査結果は検索していただけるようにもなっておりますので、見ていただければと思います。

○司会（石川）

ほかに、御意見、御質問がある方。この列の上段の女性をお願いできますでしょうか。マイクが行くまでお待ちください。

○質問者（D）

所属は一般消費者で給食関係の仕事をしているのですが。放射能のことが心配で子供たちに給食を提供している現場なので、産地を限らせてもらって食材を使用しているのですが、海域汚染のほう広がっているなどのニュースを見ると、水産物に関しては、これからもっと気をつけていかないといけないのかなというのを考えたり、産地を限定しているのももっと広げていかないといけないのかなというのを考えたりするのですが。ニュースで汚染水が出ているなどのことに関連して、そうやって水産物の放射能被害が広がったりというのは、これからもあり得ることなのではないでしょうか。教えていただきたいです。

○司会（石川）

ふだん、学校給食のお仕事に携わっていると、保護者の方々からもいろんな質問とかはやっぱり出るのでしょうか。その辺、会場の皆さんにも御紹介いただけますか、こういった意見があるんだとか。

○質問者（D）

保護者の方からも、すごく気にされている保護者からは、もう一切牛乳は飲まないでくれとか、牛肉を食べさせないでくれとか、その日に使ったものの産地を親の目の見えるところに展示してほしいなどの意見もあったり。他の園からも聞くのは、もう心配なので、自分の家で作ったものをお弁当として持たせて食べさせていたり、給食の提供も受け付けていない親御さんもいらっしゃるようです。私たちも気をつけてはいますが、やっぱり自分の子供のことになるともっと気になるよう、私たちのことも信用され切らずみたいなどころもあるので、厳しいめに産地を限定してはいるのですが、その魚とか、私も海流とか海域のことは詳しくないので、いろんなところへ泳いでいくし、どこの魚を食べても一緒なんだろうとかか考えてしまったりするので、詳しく教えていただきたいです。

○司会（石川）

なるほど。農林水産省の大西さん、いかがでしょうか。

○農林水産省（大西）

そうですね。水産物の検査について、先程とちょっと話が重なってしまうところもあるんですけども、今までに大体33,000点から34,000点くらいの水産物の検査というのを行っています。これで、十分だと感じられるか、これでも足りないと感じられるかというのは、人それぞれかとは思いますが、私どもとしましては、できるだけ、今までの検査結果からここを集中的に検査したほうが良いと考えられる場所であるとか、魚種であるとかを重点的に検査しています。そして3万点を超える検査をした上で、危険だと考え

られる地域については、そこでは漁をしないというような制限をとっていたり、自治体のほうで自粛をしていたり、という対策をとっております。また、流通させるものについては、週1回程度検査をした上で安全を確認して流通させています。こういう実態を御理解していただいた上で、さらに、先程紹介したように表示というものもできるだけするようということで、業者さんのほうにお願いしていますので、そういう表示を見て、結果を見て、御判断いただければと思います。

○司会（石川）

先程の御質問の中で、海はつながっているから、どこで獲れても同じではないかという御発言があったんですけど、これは魚種によってはそうしたこと、違いますよね。

○農林水産省（大西）

そうですね。先程ちょっとお話しましたように、回遊性魚種とか、確かに魚によってはずっと泳いでいく魚というのはあるんですね。そういう魚につきましては、水産庁のほうでも指導をしていて、その基準値を超えるものがないかということは検査をしておりますので、そういった調査結果など、必要でしたらホームページなどでも公表しておりますので、御覧いただいて、御判断の参考にしていただけたらと思っております。

○司会（石川）

学校給食の問題は、我々が全国でこういう会を開催していても、やはりどの地域でも心配されている保護者の方と、実際に学校給食に従事されている方々との間で、いつも意見の違いですとか、緊張感があるということは伺っております。我々としても、今年度もこうした、今日のような大規模なリスクミもしますが、ポイントを絞った学校給食関係者や栄養士の方々に絞ったリスクミなども開催していくこととしておりますので、また、その機会には是非御参加いただければと思っております。

それでは、次の御質問、意見。はい、中央の真ん中の男性、お願いいたします。

○質問者（E）

どうもありがとうございます。もう普通の京都市民であれなんですけど。

やっぱりこれは食物の連鎖ってありますね。今、魚、非常に濃度が濃い。それが、やっぱり密漁もあれば、当たり前海釣りやっとなんか釣るんですね、鮎子でも八戸でも。それを食べて、釣って持って帰ったりあれしたりして。それは誰が食べているかもうそんな、何千万匹の魚ではわかるはずないんですね。海の底の濃度の濃い。それが、やっぱり赤ちゃんやらあれやら、今、風疹なんかなっている妊婦が食べたならものすごい、罹ったら、目と心臓

をやられて赤ちゃんが生まれてきまして、ものすごいあれになっていますよ、厚生省の人はわかりますけど。やっぱり非常に危ない状況だと。そして、東京電力いうたら呆然とした、あの社長さん、何やわけわからん。完全に掌握してない証拠で、タンクにたまった汚染水を勝手に流していたり、もうそついていたたり、知らん顔していたり、もう爆発しそうなタンクですね。そういうような信頼性が失われている。やっぱり信用ができていないという事で、日本国民全員が疑心暗鬼になっているところがあると。科学者に言わせたら、まだ、第一、第二のあれが爆発したら、水素爆発、三、四がほんまは危ないと。もう一遍あれが来るぞと、4機あるから。あとの二つが爆発するという人もいますよ。ここへ来たらもう信用なくしてしまって、世界は日本の食べ物を絶対輸入しない、日本へも旅行しないということになってましたね、あの直後ね。そういうことから見て、そこが一番大切なことじゃないか。やはり信頼を回復するという事で、吉田所長は、もう突貫して特攻隊で行ったら、たった2年で食道がんになって一気に死んでしまいました。ほなら、あのほかに50人、100人ついて、突撃して頑張ったんですよ。そこの原発で働いている人も。あの人の汚染か、あれはどうなるのかと。そのあたりの根本原因、根本的なものを誰一人つかんでなく、そして、コントロールできてないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○司会（石川）

ありがとうございます。今の、私どもで答えられることから整理していきますと、まず、食物連鎖があるかということと、それから、密漁があるのではないかという御指摘があったと思います。

○質問者（E）

横流し、必ずあります、だから。

○司会（石川）

これは、農林水産省大西さん、おわかりでしょうか。

○農林水産省（大西）

食物連鎖などの影響は、ちょっと食安委さんか厚労省さんからお願いしたいんですが。密漁というお話ですけれども、密漁自体は放射性物質の問題とは別の問題として取り締まっているところです。あと、自分で釣ったものを横流しというようなお話だったかと思うんですけれども。例えば基準値を超えていて出荷制限がかかっているような海域とか、そういう沖につきましては、漁業者の方、また、自分で釣りをされる方に、ここは出荷制限

がかかっているところなので釣ったものを売ったりしてはいけませんよといったことの呼びかけをさせていただいているので、基準値を超えたものが知らないうちに商業ベースに乗ったり、売られたりしないようにという対策はとらせていただいていると考えております。

#### ○食品安全委員会（植木）

食物連鎖の関係でございますけれども、私どもが、23年10月に出させていただきました評価書の中でも若干それについて書いているところがございます。いわゆる食物連鎖では、ある物質の濃度が、ちょっと数字は確かかどうかわかりませんが、1万倍とかに濃縮されるということがございますけれども、放射性物質の場合には、そのような食物連鎖といえますか、生体濃縮ですね、どんどん、どんどん、食物連鎖で、生体濃縮されるという、そういうことはないというデータがあるということが紹介されてございます。まあ、一桁とか二桁だったですかね、物によっては濃度が高いものがあるけれども、それはその食物連鎖による生体濃縮というようなものではなくて、健康に影響を及ぼす程ではないんだというようなそういう記述がございました。紹介させていただきます。

#### ○司会（石川）

今のお話のように、例えばメチル水銀のように小さなお魚を食べる中くらいのお魚が、中くらいの魚を食べる大きなお魚がと、どんどんメチル水銀が濃縮されていくというようなことは、メカニズムとしては確認されていないというのが、今回のこのセシウムの中では話されていることだと思います。

それから、先ほど御意見の中にもありました、信頼という言葉です。これは消費者庁も他の省庁も同じように真摯に考えております。安全に信頼が加わって、安心につながるという、そういう認識で我々は取り組んでいますので御理解をいただきたいと思います。他に御意見、御質問。お待たせいたしました。最前列の男性の方お願いします。

#### ○質問者（F）

お願いします。一般消費者の〇〇〇〇と申します。

私は、府の先生にちょっとお伺いしたいんですけども。府で、先程検査の方法とか、検査の状況をいろいろと教えていただきました。あれだけ検査していただいたら、安心だなと思うんですけども、ただ、その検査がその場、市場なら市場にある今その品物、即座に測ってそういう値が出せない。検査場というんですか、そこへ持って行って何時間もかけて結果を出す。で、その結果が出るころにはもう生鮮食料品ですと消費者の手に渡ってい

るものも一部あると思うんですけど。そういう時に、いや、今日の入荷したあれはちょっと食べてもろうたら困るとか、ずっと流通の経路に流してもろたら困るといようなことになったんでは、その検査、何のために検査しているのかわからんことになりますので、その辺どういうふうな扱いになるのか、府の先生に一つお伺いしたいんですけど。

○司会（石川）

まず、冒頭に国としての検査があり、出荷制限のお話をさせていただいてから、府の方にお答えいただきます。では、厚生労働省から出荷制限の部分について、もう一度説明をお願いします。

○厚生労働省（塩川）

出荷制限につきましては、基本的には基準値を超えたものが見つかって、かつ、それが地域的に広がりがあるときにかけさせていただくという形になっております。で、通常は出荷前の段階でということ、実際の恐らく市場とかだと思うんですが、そのところに渡る前の段階で検査をしていただいて、できる限り早く検査をしていただいて、実際に渡る前に検査をしていただくと。で、わかったときには速やかに、渡る前に回収していただくというのが基本的な考え方になっているかと思えます。あとは、地域的な広がりということを確認する際なのですけれども、一箇所見つかりましたということで、周りを検査するという、その話ですけれども。見つかった際には、通常自治体のほうで出荷自粛という形で、そのあたりのものを確認するので、取るのを少し待ってくださいみたいな形にさせていただいて、その間に急いで近くのを調べて検査をしていただいて、結果を見て大丈夫であれば、じゃあ、再開してくださいみたいな形にしております。という形で、できる限り出ないように、渡らないようにという形での対応を迅速に行わせていただいているというのが基本的な考え方になります。

○司会（石川）

それでは京都市からお願いします。

○京都市（土井）

京都市の土井と言います。よろしく申し上げます。

只今の、市場を流通する食品について、検査の結果が出た時には既に流通し、消費されているのではないかという御質問についてお答えします。京都市には中央卸売市場が2つあります。まず、第一市場では魚介類と果実、野菜の青果物を取り扱っています。これらの検査は、朝の早い時間に抜取検査を行い、その日のうちに検査成績書を出しています。

基準に合っているものであればそのまま流通しますが、結果判明時に、例えば100ベクレルを超えているというようなことがあれば、直ちに、収去した、抜取検査をした、荷受会社や仲卸に出向き、流通を止めるように、また、流通してしまっている場合には、遡って回収するよう指導するといった対応を行っています。また同時に、生産者のこともありますので、厚生労働省や、生産地の自治体に連絡し、問題の発生と今後の対応について依頼しております。もう一つ、お肉についてです。第二市場内にある京都市と畜場では、全頭のと畜検査と放射性検査を実施しています。これに合格してからでない場合外に持ち出せないという対応をしていますので、もし基準オーバーとなれば出荷を止めるという対応をすることになります。市場については以上です。

○京都府（津田）

それから、最後の京都府産の農産物ですけれども、それも出荷後ではなくて、収穫間近ではありますけどまだ収穫していないものを畑から引っっこ抜いてきて、それを検査するというようにしております。同じく問題があるようなものでありましたら、出荷しないような対応をとることとしておりますので、よろしくお願ひします。

○司会（石川）

はい、ありがとうございます。食肉については合格していなければ出荷させないという措置がとられているというのと、その他の農産物については、その日のうちに結果を出して、万が一、基準値を超えている場合には、さかのぼって流通を止める、これは保健所の方々などが回ったりするんですよね。流通業者さんを訪ね出荷、回収を要請するという、そういう取組をしているということでした。

それでは、予定している時刻の4時ですので、最後のお一人にしたいと思います。御意見、御質問がある方。はい、そちらの女性の方お願ひいたします。他はよろしいでしょうか。それでは、お願ひします。

○質問者（G）

京都市内、北区にあります保育園で調理師をしています。

民間園でやっているんですけども、今、ゼロ歳から5歳まで160名の子供たちの給食とおやつを毎日作っています。うちの保育園は保護者の方の要望もあって、西日本産と北海道の食材、それとあと測定をしたものに限って、今使用する食材を増やしていくという形をしています。先程も京都府の方からもお話があったんですけども、もうちょっと身近に測定きる、私たちは、今、市民測定室というところで一検体2,000円でしてもらって、で

も、それも毎週一回ということで、今までに40食品のものを測ってきて、不検出というふうに出されたものを使用していくという形をとっています。やっぱり保護者の方も被災されてきた方もいるし、たくさんそういう人の要求の中で、なかなか、その検査体制というか一回2,000円なんですけど、今、保護者の方が自分たちも保護者会費の中からちょっとでもお金を出して安全なものをというふうに言われているんですけども、多分、これずっと続けていこうと思ったら、すごいお金になっていくと思うので、もうちょっと京都市・京都府の中で、私たちがちょっと不安だなと思うものを簡単にはかれる、例えば保健所であったりとか、どこかに持っていくというのではなくて、そういうことと、あと、京都市・京都府全体として、いろんなものを測っていくというふうにしてほしいと思います。

それと、質問は一つ、マーケティングバスケット調査というところで書かれていたんですけども、一段目のところ、混合して測定をするということは、これは一つの品目ではなくて、その食べるものを合わせるというか、よく陰膳方式というようなやり方での検査なのですかということと。さっき、京都市の中でやられていた検査結果のところ、不検出のものはわかったんですが、検出されたものの12というところの中で、20ベクレルのもので2検体ありましたというところで、それが具体的に何だったのかというのを聞きたいなというふうに思いました。

是非、市と府の方には、検査体制を無料でというか、それができるような形をとってほしいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○司会（石川）

今のマーケットバスケット方式の調査というのは、厚生労働省の資料の中に出てくる部分の御質問ですね。厚生労働省の資料2の18、19のスライドのあたりです。厚生労働省に答えていただいた後に、京都府にお答えをいただきたいと思います。

それでは、厚生労働省のほうからまずお願いします。

○厚生労働省（塩川）

はい。まず、マーケットバスケット調査につきましてですが、すいません。説明不足で申しわけございませんでした。先程陰膳調査なんですかという話もございましたが、実は我々のほうでは陰膳調査というものは、また別途行っておりまして、それとは少し切り分けて行っております。陰膳調査というのは、実際家庭でつくっていただいている一食分とか一日分の食事をいただいきて検査するという形になっておりますが、非常に似てはいるのですが、マーケットバスケット調査のほうにつきましては、ここにも少し書かせて

いただいたのですが、実際に調理した一食分をもらってくるというよりは、食材を買ってきて検査をするという形になっておりまして、こういった食材を買ってくるのかというところにつきましては、資料にもちょっとだけ書かせていただいているのですが、実際、その地域の国民の方が市民の方が、こういった食品を摂っていらっしゃるのかと。例えば、お米なりパンなり、肉なりいろいろあると思うのですが、そういったものをどれくらい摂っていらっしゃるのかと、その平均の値から、通常これくらい食べているだろうというのを前提に買ってきてまして、その食材をそのまま、もしくはその実際食べるような形に合わせて簡単に調理をして、それを検査するという形になっております。それで、非常に似ているのですが少し違うような調査になっております。

なお、直近のデータがなかったこともあって陰膳のほうは今回御報告してないのですが、実際その、年間どれくらい被ばくしているんですかという推計値については、大体同じような、オーダーとしては全く変わらないような数字が出ております。

よろしいでしょうか。

○司会（石川）

はい。それでは京都府からお願いします。

○京都府（谷尾）

京都府の谷尾と申します。

24年度に検出された2検体につきまして、一つは、京都市のほうで検査されましたもので、岩田県産のマダラ、セシウムとして1キログラム当たり29ベクレルです。もう一つは、京都府で検査しております茨城県で取れましたワカサギ、セシウムとして1キログラム当たり26ベクレルでございます。この2検体です。

以上です。

○司会（石川）

ありがとうございました。では、食品安全委員会をお願いします。

○食品安全委員会（植木）

先程、生物濃縮についてお話があったんですけど、数字が見つかりましたので、それを御説明したほうがよろしいかなと思って補足させていただきます。

メチル水銀の場合は、生体濃縮の場合、食物連鎖を介した濃縮は、数十万倍以上に濃縮されます。文献によりますとセシウムの137の場合には数倍から十倍程度というデータでございます。私ども食品安全委員会の報告の中では、健康影響の観点から特に重視する

必要はないのではないかというような書き振りになってございます。

以上、ご参考までに御紹介させていただきました。

○司会（石川）

はい。

○厚生労働省（塩川）

若干補足よろしいですか、すいません。先程の生体濃縮というか、食物連鎖の話なんです、メチル水銀のような非常に高濃度な濃縮はないと。ただ、全くないかと言われると、実はそこまでは恐らくないと思います。通常家畜とかですと餌の管理をすればいいので、いいのですが、水産物とかの場合ですと、確かヒラメとかだったと思うのですが、他のお魚を食べて成長するようなお魚もありまして、そういったものでは確かに少し高い値が出ています。もちろん、そのメチル水銀のような何万倍という濃縮ではないのですが、確かに少し高い値が出ているということは解っておりますので、そういったことも踏まえて、実際、恐らく水産庁と自治体と、そういった生態も踏まえてこういった魚種に関しては管理が必要だろうということを踏まえて、検査を行わせていただいているというふうに理解しております。あそこまで濃くはならないのだけれども、全くそういうことを無視しているわけではなくて、そういったものに応じた検査をしているということを御理解いただきたいというふうに思います。

○司会（石川）

ありがとうございました。

それでは、まだまだお話を続けたいのですが、予定していた時間となりました。皆様、熱心なご議論と円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

これで、本日の意見交歓会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 4時08分 閉会]